

参議院公職選挙法改正に関する特別委員会会議録 第七号

院送付)

として本人の申請というものを考えていくべき性質のものであるというふうな考えられます。従来のような、だれかそのほかの人がかわって申請をする、あるいは極端な場合には、ほかの人の承諾の有無にかかわらず、申請ができるということになっております。これは、どうも選挙権という国民にとつての基本的な権利の扱いとしては適当でない。また、そのために、実際に本人がその場所に居住しておいて、そして三カ月以上の居住要件を満たしてあるかどうかということが、必ずしも判然としないという場合にも、形式的に登録をされまして、登録が間違つておるといふような事態もままあるようでございます。したがって、そのことは、やはり本人の基本的な権利の行使についての手続としての登録でございます。ですから、本人が登録をするということがたてまえであるべきだということに考えられるわけでございます。したがって、今度の改正におきましては、本人申請というたてまえを通してまいりたいというふうに考えております。ただ問題は、実際上の扱いと調整をどうするかということで私どもが考えました場合に、本人申請という意味は、本人が本人のことは一番よく知っているわけでございます。したがって、住所の移動をしたこと、あるいはどこにいつから住所を持ったかというふうなことは、そういう状態の、ほんとうに本人と同じように知り得る状態というもののについての取り扱いをどうしていくかという問題が残るわけでございます。また実際問題として、一家族の者がそれぞれ別々に申請をしなければ受け付けられないのだというの、多少かえって本人のために不便を与えるということにも相なるわけでありまして、そういう両方のことを考えますと、取り扱いは政令で具体化していただきたいと思います。思っておりますが、一つは、本人と生計を一にしているような家族の者が、本人にかわつて本人の状態というものを説明し得る、証明し得るという状態が事実上考えられますので、そういうものにつきましましては、本人の作成した申請書を本人にかわつて持つてくることもこれはいいのではなからうかというふうな考えをしております。それからもう一つは、そういう状態でない場合は、たとえばどういう状態かというところは、たとえて申しますと、本人が病気をしておいて他に身寄りがいないということもあり得るかもしれません。そういうような場合に、第三者が扱うことができるかどうかという問題が出てくるわけでございますが、これにつきましても、やはり本人と同じ状態でその人の証明ができる、その人の居住の事情その他の証明ができるということがどうしても必要であり、要求されるところであるのでありまして、そういう場合で本人申請によりがたいという事情が明らかになるようなものをつけまして、そうして本人にかわつて申請をするという扱いを開かざるを得ないというふうには考えております。しかしながら、いづれにしても、今回考えておりますのは、そういう意味で居住の事実、本人が居住と称するもの、前住所というふうなものにつきましまして、本人と同じように証明し説明し得るということ、これは絶対の要件にいたしたいと考えておるわけでございます。

す。全部の場合に本人が一々出頭しなければならぬというふうなことにしたいと、かえつて実情に反する場合がございまして、いま申し上げましたように、生計を一にしております場合に、あるいはどうしても第三者によらなければならない正当な理由がある場合に、しかし第三者が本人にかわつて居住の事実、実態その他を証明し得るというふうな場合には、扱い得るようにしたい、このように考えております。

○中尾辰義君 あなたの言わんとするところは、ちゃんと住所がはっきりしておいて、しかも不正な登録などを防ぎたいという、こういう意向だろうと思ひますが、私はその点については大いに賛成なんです。ただ一つ、提案理由にも出ておりますように、「より多数の有権者に選挙権を行使する機会を与えるよう配慮を加えることとしたのであります。このように、より多くの有権者に選挙権を与える、これが提案の説明になつてゐるわけですが、あまりこれを本人申請主義で限定しますと、いま言ったような弊害も出てきますし、本人と同等に本人の状態を詳しく事情を知つて説明ができる者であるならば、それでもいい。しかば、日雇いなんか、朝五時ごろあるいは六時ごろ行つて、帰るもおそい、こういうような方々、あるいは女中さんなんか、いったいどうなるかあるわけですね。日雇いといへば本人ですが、日曜日に休まなければ行けない。こういうふうになるように思ふのですが、そういう点はどうなりますか。

○政府委員(長野士郎君) 本人申請主義だけというわけではございませんで、先ほども御説明申し上げましたように、「登録の申出」という制度を開きまして、いつでも申し出ができるようにしたい、これで選挙人の便宜を非常に高めるようにしたい、しかも移動したというふうな場合には、おおよそ一回ぐらゐは役場に出てくるのか、いろいろのことがあるわけでございます。そういう場合に、ついでといつてはあれでございますが、登録の申し出を受け付け、登録の申し出をするようにその人に教えるというふうなことを、役場の窓口を通じてもいたすように指導したいと思つてゐるわけでございます。また、いまお話しのように、日雇いとかがそういうこともあると思ひますが、そういう方々で家族のない者、何か家族がおられれば、その方が出かけていくというところは必ずしも不可能なこととは思ひません。生計を同じくしておるような者といふものを考えたといふことは、そういう趣旨でございます。そういう意味で絶対絶命、何ともかんと出頭できないのだということが一体あるのかないのか。そうならば、投票そのものも、どこかの時間をかけて行かなければならぬわけでございますし、まあそれだけは行けるが、登録には行けないという事情といふものを考えました場合に、それはあるかもしれません。そういう場合はごくまれな場合であらう。また同時に、その理由が正当な理由があるという場合には、第三者に委任をして登録の申請ができる道は、少なくとも開きたいと思つております。

○中尾辰義君 局長さんのお話はわかるのですが、実際問題として、選挙がいつあるのかわからない前から、そういったような申し出をする人はあまりないのじゃないか。やはり町に選挙ブームというものがあつて盛りに上つてから普通はたいがい行く。それにしてもやはり棄権率というものが三〇%ないし四〇%あつたわけですからね。ですから、それは本人が行けない場合もあり得るということでは心配してゐるわけですよ。そうしなければこの提案理由の説明のとおりにならない。「有権者に選挙権を行使する機会を与える」と。極端な例を言いますと、これがために投票率は下がるといふこともあり得るわけですよ。これはいま一つの例を申し上げますけれども、ある大都市のある区の選挙管理者が、自分のところの投票率を上げんがために、その役人が選挙人の名簿をかつてにつくつた例もあるんですね。これはあつた。そういうこともありますが、どうして本人が行けない場合の点について、ひとつ御考慮願ひたいと思ふのです。もう一点は、政令で定めるところに

より」と、こういうふうになっているわけですが、こういう点は一番大事な点でもありませんし、これはあなたに聞くのはどうかと思えますけれども、法律と政令というのは、その限界点というのとはどこにあるのか、その点についてお伺いしたい。

○政府委員(長野士郎君) 法律と政令というのは限界点がどこにあるかということなんです、これはまあ非常にむずかしい問題だと思ふのです。ただ、法律で大体の原則がはっきり規定してあります場合には、その取り扱い、ある程度の例外、例外的取り扱いというものが、政府が執行者の立場として、その執行上の必要としての政令を制定するということは、これは許されることだろふと思ふのです。その範囲がどこまで及び得るのかという点になると、これはいろいろむずかしい問題がありまして、ちょっと私もでは答えられないわけですが、そういう委任を国会の立法によつてお認めいただいて、その原則的な一つのたてまえというものが法律上はつきりしておる場合、その執行に關するもの、あるいはその具体的な細目というものを、政令で委任を受けて制定をする、こういうことは可能であると思ふのでございます。

それから先ほどのお話の、かえつて便利にならないのじゃないか、選挙ムードがわかなければ、なかなか登録ということができないのじゃないだろうかというお話でございますが、それをもっともだと思ふます。ただし、私もこれからは非常にPRをいたしまして、いままですと、選

挙のたびごとに補充名簿に登録ができたのはいつでございますか。それは非常に短時間でございまして。したがって、住民のすみずみにまで伝達することに非常に困難があつたわけでございますが、これからは、いつでも選挙管理委員会に申し出ておけば、ちゃんと名簿に登録がしてもらえますよということでございますから、いつでも、名簿にまだ載つておられない人は、いつでも申し出ておいてください、いつでも申し出ていただければ、一番最初に名簿をつくるに載せてあげます。こういうことでございまして、非常にわかりやすくなるから、名簿に載つていないと思われる人は、進んでいつでも選挙管理委員会の窓口においていただけるといふことでございまして、その点では、申し出制度を開くことが、かえつて名簿の脱漏を防ぐ上においても非常に有効な役割りを果たすのじゃないだろうか、選挙のたびごとにということは、具体的な日にちが非常にむずかしいです。三日間とか四日間という日にちしか受け付けないうことになると、それが現状でございますので、それよりは、いつでも申し出ていただく、PRも非常にしやすくなりまして、また、そういう関心を保持しているといふにかかわらず、非常によくわかり、いつでも申し出ることもできるので、選挙人の便宜をはかることにもなるんじゃないか、まあこう思つてゐるわけでございます。

○中尾辰義君 申し出制度の期間をつくったことは私は賛成なんです。従来補充選挙人名簿の申請期間が短かつた、その短い期間の間に住居を移転した者が殺到して申請する、こういうことがあつたわけですから、それを期間を延ばしたという点については私は賛成をするんですけれども、ただ、どうしても本人でなければいけない、その点が多少私は不満なんです。ですから、どうしても行けない人のためにも道を開いていかなければいけないのじゃないか、あなた方がおっしゃる点は、ただ不正がいけないとおっしゃるのです。不正登録はいけない、それは当然です。その点私も賛成なんです。そういうものは少し取り締まるといふのには、私はこう思う。そのためには本人でなければいけないといふことは、少し行き過ぎじゃないか、だれでも満二十歳以上は選挙権を持っているのですから。持つていられるけれども、選挙権意識、政治意識といふものが、それほど上がつておりませんから、ですから政治意識、選挙意識の向上という点については、これは政府が何億という金をかけてそれでPRしてゐるのです。棄権してはいけませんとあなた方はPRしてゐるのだから、なるべく行けるような道を開くのが当然だと私は思ふのです。ですから、その点についてよくひとつ御考慮願ひたい。

それ、もう一つ。いまの法律と政令の問題ですが、こういうものは法律で明記すると、どういふふうになるのか、政令のほうがなぜ都合がいいのか、その点について説明してください。よくお答えできないように思ふますが、私も法律書き屋といつたしまして、やはり法律に書くに似つかわしいこと、あるいは政令で手続的に書いていくことのほうが、むしろ技術的な問題も含めて考えて、そのほうがいいと思ふるようなことが、何となくあるわけなんです。また、こういういまの手続というふうなものには、技術的なものも入つてまいります。またその範囲も、具体の事情に応じて考えていく必要もあります。先ほどのお話にもございましたように、本人申請ということも法律ではたてまえにさしていただく必要けれども、必ずしも本人申請というものを、形式的にも実質的にも、本人申請一本やりでものを考えるといふことも、必ずしも適切でない場合もあると思ふます。そうすると、そういうものは取り扱いとして政令である程度のゆとりも持たしていくということも必要なことに相なります。また同時に、この政令というのは、そこだけ規定していただこうというわけではございまして、登録の申し出をする方法といつたしまして、必要な資料なり説明なりといふものを求めるようにしたいといふ思つてゐるわけでありまして、その資料の提供を求めたり説明を求めたりすることもできるようにしたい、そういうこともございまして、それをどの範囲にしていくなか、それも非常にこまかいことにも多少相なりますので、政令で具体的な取り扱いとしておまかせをいただいて、事態に即応いたしますようになつてまいりたいといふことでございまして、現実と取り扱いとの関係を両々に合わせまして、事態に即し、制度の目的にも沿うようなかつこうで考えていきたいといふこともございまして、政令で書かしていただくように改正法案を提案をさせていただいてゐるわけでございます。

○中尾辰義君 もう二、三点お伺いしますが、今度連呼の件ですが、今度衆議院、参議院及び都道府県知事の選挙について、午前九時から午後五時までの間に限つてできるようになる、認められたわけですが、この中で五大市の市長ですね、たとえば大阪の市長なんかは、衆議院の大阪第一区、第二区よりか選挙区域が大きいわけですし、大阪市内は二区ですから、そうすると、大阪市内は二区ですか、大阪府が五つの区になる、小さい衆議院の選挙区が連呼を認められて、大きい大阪市長の選挙はないといふのは、少し私はおかしいと思ふ。そういう点はどうか。

○政府委員(長野士郎君) 連呼につきましては、この法案が一つは特例法の恒久化と申しますか、そういう問題として出発をいたしておりまして、したがつて普通に言いますと衆議院議員の選挙の規模と同程度かあるいはそれ以上の規模で考えるべき選挙といふふうにかへたわけでございます。したがって、そういうところから、通常一般的な考え方といつたしまして、参議院議員、衆議院議員、都道府県知事といふところで一応の区切りをつけて提案をさせていただいたわけでございます。お話のように五大市といふ問題は確かにございまして、そのお話のとおりのとこがあるわけでございますが、この点につきましては、五大市の市長の選挙の取り扱いは、連呼のみならず

いろいろな問題でもなお検討をしてみたいというところもございまして、今回ここに直ちに入れるというのをいさなかつたわけでございます。

○中尾展義君 もう一つ、今度特例法にかんがみましてポスターの公営掲示場ができたのですが、この公営掲示場をつくった理由はどこにあるのですか。その点についてひとつこの際聞いておきます。従来はどこでも張れたんですね。

○政府委員(長野士郎君) ポスターの公営掲示場につきましては、昨年の衆議院選挙におきまして最初に試みられたわけでございますが、それによりまして文書画図のといひますか、掲示につきましては、現在選挙法におきましてもいろいろ制限があるわけでございますが、とかく従来の選挙におきましては、いわゆる違反文書と申しましか、そういうものが非常に街頭に多くはならんいたしておった、ポスターの公営掲示場というものは、一つはそういう意味での違反文書というものを非常に少なくする、同時に、街頭に所きわらずポスターを掲示することによって、選挙そのものによる非常な見苦しさといひますか、そういうものが選挙そのものにあまりいい影響を与えないということがあつたわけでございます。それから公営掲示場に掲示するということによつて、そういうわずらわしさといひますか、見苦しさといひものもなくなる、またさらに付加いたしますれば、ポスターの掲示というもののについて、どこに掲示するかということを含めぐりまして、いろいろと戸別訪問なり選挙運動が行なわれるということも、これで防げるというようにことも

あつたようでございます。昨年の衆議院の選挙の結果が、当初特例法ができたときはそれほどの世論でもなかつたように思いますが、これが選挙を終わりましたあといろいろな方面の意見をだしてみますと、非常に好評であるところが多かつたように思ひます。特に著しいのは、選挙民の側からの批評といひまして、選挙に出ておりましたところの候補者の氏名というものを一覽のもとにながめられ、ある程度比較ができるといひますか、そういうことが非常によろしいというふうな世論調査の結果が出ておりますが、そういうことは、私も最初それほど気がつかなかつたことでもございすけれども、そういう意見もございす。ただ、その場合にポスターの公営掲示場はいいけれども、数が非常に少ない、数をふやすべきだといひことは、これはもうあらゆる意見において一種の条件のようになっておつたように思ひます。今回は、そういう成果の上がりましたポスター公営掲示の制度を恒久化するにあたりまして、したがいまして数をふやすといひことで提案をさしていただいたわけでございます。

○中尾展義君 いまのポスターの数の問題ですが、たしか三年ほど前に選挙法の大改正がありましたそのときには、逆に参議院も衆議院もポスターの数がふえていたわけですね。参議院の全国区の場合は十萬枚、衆議院の場合は一萬二千、参議院地方区の場合は一萬二千に、さらに衆議院の選挙区の数によつて五千づつふやす、三年前には非常にふやして、今度また減すといひのは私はどうも理屈が合わないと思ひます。ですから公営掲示場というものは、これはつくつても、数だけはもとのままだといひなら、少しは私は話をはかるけれども、この改正法によりまして、東京の場合は——参議院の東京地方区の場合は何枚数が減るのであるか。

○政府委員(長野士郎君) 東京の場合で申しますと、東京の場合の投票区の数が大体現在のままでまいりますと千二百二十五カ所ぐらひでございます。したがつて、これをかりに七カ所平均、これは具体的にまだあれでございしますが、一応の平均値で五カ所から十カ所といふことで、七カ所平均といふことになりまして、八千五百枚をちよつとこえるぐらひのところにならります。

○中尾展義君 そういたしますと差し引き幾ら減るわけですか。

○政府委員(長野士郎君) 一万二千枚でございますから……

○中尾展義君 いやいや、参議院の地方区ですよ。

○政府委員(長野士郎君) 参議院の地方区の場合は一万二千枚足す衆議院の選挙区が一ふえることにたしか五千枚でございますか、そういうことになつておりますから、一万二千枚プラス五、六の三萬枚、四萬二千枚ということにポスターがなり得たわけでございます。したがいまして八千五百枚ばかりでございすので、その差だけ減るといふことです。

○中尾展義君 だから結局東京地方区の場合は四萬二千枚張れた、それが大体三萬から三萬五千ぐらひになつちやうわけでしょう、そういう点がこれは新しく出る人には不利です。名前の通つた人ならいいかもしれないけれども、

も。公営掲示場なら公営掲示場でもかまわぬでしょうけれども、それならば、まず、この前の衆議院の場合のように、ひとつも目立たない片隅のほうに掲示場をつくるようなことをせず、やはり人の目につくようなところに掲示場を設定すると同時に、もう少し私はふやすべきじゃないかと思ひます。そうしなければ、三年前にはふやしておいて、そしてまたいま減らすといひのは、私はどうも納得がいかぬ。こういうことを勘定に入れてこの法案をおつくりになつたのか、それとも現役優先でおつくりになつたのか、どうなんですか、その点。

○政府委員(長野士郎君) 確かにいまお話のございましたように、ポスターの枚数は減るわけでございますが、ただ従来の何萬枚のポスター、多ければ多いほどいいといふことであるのかどうかといひものも考えてみなければならぬ点だらうと思ひます。ポスターの公営掲示場にいたしまして、少なくともその選挙に出られる候補者のポスターといひものが一望のもとといひますか、一覽し得るといふことは、ポスター効果としても非常に効果があることとてございまして、したがいまして、単なる枚数だけの問題でこれを考えるといひことが、必ずしも当たるかどうかといひことも、これは検討に価することだらうと思ひます。

それからまた個所数も、もつとふやすべきじゃないか、この御議論も確かにございまして、従来衆議院の選挙につきましては、三カ所ないし五カ所といふことでスタートしたわけでございます。これを今度恒久化するにあたりまして、五カ所ないし十カ所といふことで一応考えていきたいといふことにはいたしておるわけで、約まあ倍増したいといふこととてございす。そこで、これは現実の問題といたしまして、経費の問題もございす、特に個所につきましては、大都市等におきまして相当人口の密度が高いわけでありまして、この前の衆議院の選挙の場合でも、たとえば東京で申しまして荒川区とか、あるいは墨田区といひようなところは非常に稠密地帯でございす、ここでは三カ所にいたしまして、大体町内会単位には一つ必ず置けたらうでございす。こういうところでは、これ以上もう置く必要がないといふところまで置いておるわけでありすけれども、私もそういうところも今後は倍増以上したいといふことでやつておるわけでございます。人口の非常に密度が高うございすので、面積的には場所が非常に狭いといふところもかなりあるわけでございます。そういうところもやはり投票所単位に、五カ所ないし十カ所掲示できるといふことになりまして、ポスター効果としては、公営掲示場というものに集中されていくことが、相応な効果もあがり得るわけでございますので、それをもつて、数が非常に減つたといふことだけでこれを判断するわけにもまいらぬのじゃないか。

それからもう一つは、公営掲示をいたします限り、数にある程度制約があつてもやむを得ない。しかし、これは昨年の衆議院選挙よりも倍にふやしてひとつ考えていきたいといふこととてございまして、新人抑圧とか、そういうことでこれを考へておるわけでは決してないであります。

○小酒井義男君 関連してお尋ねしたいのですが、ポスターの掲示場所ですね、従来の三カ所ないし五カ所という場合に、実際五カ所やっておるののどのくらいあるということについての全国的な実情をお調べになったことがありませんか。

○政府委員(長野士郎君) 衆議院選挙の場合には、全国平均いたしますと三・二カ所になっております。これは正直に申し上げて、あのときは解散寸前にこういう制度が取り上げられて、準備が非常にできません。自治省といたしましては、なるべく個所数をふやすようにという指導をいたしました。しかしながら、大都市を中心としたしましては、三カ所以上設けたところはございます。そこで、今度も五カ所以上十カ所といたしまして、そのままだしておきますと、五カ所とまでしてしまおうというおそれが出てくるわけでございますので、これを先ほどお話がございましたように、実は政令でその基準を書かせていただきまして、人口なり面積に応じて五カ所から十カ所までの間を、このくらいにとりまして七カ所、このくらいにとりまして九カ所というように刻みを入れまして、少なくとも五カ所に落ちないようにならなければならない、こう思っております。

○中尾辰義君 それで、この辺のところは五カ所、この辺のところは七カ所というお話があったわけですが、そういう掲示場の位置というものは選挙管理委員会がきめるわけですか。

○政府委員(長野士郎君) 選挙管理委員会がきめるわけでございます。

○中尾辰義君 ついでにお伺いします

けれども、地方の選挙管理委員会のメンバーですね、委員のメンバーはどういうような方法でできるわけですか。

○政府委員(長野士郎君) 選挙管理委員につきましては、これは地方自治法に規定しているでございますが、その地方団体の選挙権を有する者の中から、当該地方団体の議会が選挙するということ、議会の選挙によって選任をされるのでございます。

○中尾辰義君 議会において承認を得ることになっていらっしゃるんですが、実情は、大体各政党から推薦があるように思われる。そういう場合に、やはり掲示場の位置の決定というものを、これは第三者が見ても公平なところへやってもらわなければ……。自分の運動員の多いようなところに掲示場を持っていくというやり方もあり得るわけですね。そういう点は、ひとつあなたのほうでよく指導していただきたい。

○政府委員(長野士郎君) 選挙管理委員会につきましては、御承知と思いますが、政党の制限がございまして、同一党派に属する人が二人になることを禁止しているはずでございます。公平に運営をさせているつもりでございますが、同時に、これは場所が非常に不適当なところにあるということをやまお見受けになったといたしますと、もう一つは、一般の住民の方々の協力という点に關係がございまして、ぜひこの協力を得まして、そうして非常に見やすい場所というものに張りたいわけでございます。しかしながら、そういう場所は、あるいは交通機関等で交通のじやまになるとか商売のじやまになるというような苦情がまますあるよう

でございますが、今後そういうことがないように、協力を得まして適当な場所に立てることができるよういたしてまいりたいと思っております。

○基政七君 ちょっと一つだけ質問させていただきます。選挙法を改正するに選挙の公明化、できれば公営化したいということは、私はいへんいいことだと思っておりますが、掲示場のお話も出ましたけれども、今度の場合、参議院の全国区の場合、どういうふうに考慮されましたのか、自治省の審議の経過がございましたら御説明いただきたい。

○政府委員(長野士郎君) 参議院の全国区の場合でございますけれども、できれば公営掲示の趣旨に従いましていたしたいというふうに考えたわけでございます。しさいに検討いたしましたところ、まず第一に、現在の五号ポスターの大きさを考えますと、参議院の全国区の場合は、百人程度の候補者というものが常に予想されるわけでございます。その場合の占有する場所の大きさとその他を考えると、相当大きなものに相なりまして、設置個所というものが著しく限定されるおそれがございます。それからもう一つは、参議院の場合でございますと、かりに参議院全国区について考えますと、九州を中心としてお出になるようなお方は、北海道に張つてもらつても意味がない、こういう御意見がだいぶあるようです。それからあるお方は、漁港など漁港を中心として張つてもらいたいい、あるお方は、中小企業地帯を中心としていうように、非常に職能的に考えると、えんになっておられます、運動の主体というものが各府県平等というわけに

は必ずしもまいていない実態があるようでございます。そうなりますと、ポスターを多少規格を制限するといったしても、あるお方は、ある二、三の府県を中心にして集中的に十萬枚というものを活用したいというお考えと、必ずしも沿わないわけでございます。同じ密度で全国的にこれが掲示されるということに相なりますし……。しかし、その掲示を義務づけてあればいいわけでございますが、義務づけてありましても、かえってせつかく大きなものをつくりましても、九州の方については北海道のほうは穴ばかりあいていくということになりますので、どうもその選挙におけるところの実態と、それから参議院全国区におけるポスター公営掲示というものを現いたします場合の実質的な問題は、なかなか調整がなかなかつけないところがあるように思いましたので、今回はやむなく見送つたような次第でございます。

○基政七君 実情は、確かに伺いますと無理からぬ点があると思いますが、公営掲示の問題になります場合には、やっぱり一つは公明選挙が大事な問題だと思ひます。もう一つは、選挙が済んだあとでポスターがまだ町にはらんでおることは、非常に住民に見苦しいし、町の美化にたいへんな悪い面が出てくるのが、その意味で、私は公営掲示の設置というものは、たいへん大きな有効性を持つのではないかと期待しておりますが、全国区の場合、十萬枚にいたしても、その県に全国区の候補者の張る制限は、その地方参議院の候補者の数を上回ってはいけないことになっておいて、今度の場合

はそれがなくなりました。そうしますと、ある所に集中されますと、前のように、やはり今度は住民のほうから非難が出てくる。大体持つていくのは、人口の多い所に集中すると思ひます。そういうことになりましても、せつかくの掲示板を設定いたしました当時のよさが、今度の場合、初めての選挙ですが、何となくわかりませんが、何かそういうところにもまた妙なものが出てきそうなる気がするのです。ですから、いま急にこれはできないと思うんですが、その辺を自治省方面で専門的に御研究になったら、もう少し何かいいものができたのではないかと気がするので、今度の場合には、いまは間に合はない。それと、もう一つは、全国区の場合には、新聞の利用度を高めるとか、放送、テレビの利用度をもう少し何か幅を広げるとかいうようなことも、やはり実際問題としては公平を期し、公営化を促進するという意味において考慮されてしかるべきだと思うのですが、その辺についてどういうふうに御検討になっておりますか。

○政府委員(長野士郎君) 全国区につきましては、お話のようにポスターの問題だけでございまして、新聞広告でありますとか、経歴放送の問題でありますとか、いろいろ検討をいたしたのでございます。今回の改正案におきましても、全国区は、新聞広告は四回でございまして二回ふやしまして六回にいたしております。一番多くなっているわけでございます。それから、はがきが十萬枚でございます。ポスターの公営掲示ということとかみ合わせまして、はがきについてもある程度枚数をさらにふやしていく、そしてそ

うものとの関連も考えながら、公営というものの拡充をして、ポスターの大きさはある程度縮めても、公営掲示という方向に持っていけないかということ種々検討いたしました。しかし、どうしても最大の問題は、全国の運動の形態が非常に違うということが最大のネックでございます。物理的な問題よりも、むしろそちらのほうに問題がございます。また、現在投票区は全国で大体四万五千ぐらいあるわけでございますが、公営掲示というのは、一つは選挙の公明化でもございす。選挙費用の節約でもございす。四万五千に四カ所、五カ所にいたしますと、もう二十万こえてしまいます。かえってポスターをふやすという結果にも相なりまして、しかもそれが非常に有効でない形になるということがございまして、どうも運動の実質の問題にそぐわないということが最大の隘路でございます。今後、選挙公営全般をいろいろくふうをいたしまして、なるべく参議院の全国区だけがそういう形にならないようにしたいと思っておりますが、ただ、先ほどもお話をございまして、いままでは全国区につきましては、その府県では当該地方区の参議院議員のポスターの枚数をこえてはならないということになっておったわけでございますが、今度の場合も、改正法におきましては、それと同じ趣旨のことは、なお法律としては残しまして、地方区の張られるポスターの枚数以上にそこへ全国区のポスターを張ってはならないということにいたしますが、ただ、公営掲示場というところにいたすと、ぐあいが悪うございすので、いままでのように一万二千枚、

衆議院の選挙区一つこえるごとに五千枚をこえて張ることはできない、いままで張り得た枚数をこえて張ることはできないという規定は残してございす。

○理事(館哲二君) 他に御発言もないようでございますので、本案に対する質疑は終了したものと認めます。速記をとめて。

○理事(館哲二君) 速記を起こして。

○理事(館哲二君) 委員の異動について報告いたします。

本日、郡祐一君が委員を辞任され、その補欠として徳永正利君が選任されました。

○理事(館哲二君) 皆さんに申し上げますが、委員長の手元に、鈴木壽君から修正案が提出されておりますので、この際、本修正案を議題といたします。

まず、本修正案についての説明を願います。

○鈴木壽君 私、この際、自由民主党、日本社会党、民主社会党の三党共同になる修正案を提出いたします。まず、案文を朗読いたします。

公職選挙法の一部を改正する法律案

律案に対する修正案

公職選挙法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第四百四十条の二ただし書の改正規定中「並びに衆議院議員、参議院議員及び都道府県知事の選挙において、午前九時から午後五時までの間に限り」とを「並びに衆議院議員及び都道府県知事の選挙において午前九時

から午後五時までの間に限り、参議院議員の選挙において午前七時から午後八時までの間に限り」とに改める。

第二百一条の十二の改正規定中「並びに衆議院議員、参議院議員及び都道府県知事の選挙については、午前九時から午後五時までの間に限り」とを「並びに衆議院議員及び都道府県知事の選挙については午前九時から午後五時までの間に限り、参議院議員の選挙については午前七時から午後八時までの間に限り」とに改める。

本法律案は、当初政府原案によりますと、連呼行為及び街頭演説の時間を、ともに午前八時から午後八時までとしていたものでありますが、衆議院において、街頭演説は現行法どおり、連呼行為については午前九時から午後五時までで修正してきたのであります。この関係につきましては、いろいろ議論のあり得るところでございますが、参議院議員の選挙は、おおむね六月及び七月の日照時間の長い時期に行なわたるのが通常であり、また、その選挙が広域にわたる等の特殊事情を勘案して、参議院議員選挙に限り、連呼行為は午前七時から午後八時までとするものであります。

何とぞ御賛同をお願い申し上げます。

○理事(館哲二君) 本修正案について御質疑のおありの方は御発言をお願いいたします。別に御発言もなければ、これより修正案並びに原案を一括して討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御意見もないようであります。

ますので、討論は終局したものと認め、これより採決を行ないます。まず、鈴木壽君提出の修正案を問題に供します。

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○理事(館哲二君) 多数であります。よって鈴木君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決した修正部分を除く原案全部を問題に供します。

〔賛成者挙手〕

○理事(館哲二君) 多数であります。よって修正部分を除いた原案は多数をもって可決されました。

以上の結果、本案は多数をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、本案の審査報告書につきましては、委員長に御一任願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十五分散会



昭和三十九年六月二十一日印刷

昭和三十九年六月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局